

## 第32回一関市農業委員会総会議事録

告示年月日 平成30年4月20日  
告示番号 第4号  
会議年月日 平成30年4月25日  
会議の場所 一関市東山町 げいびレストハウス  
出席委員 別紙のとおり  
欠席委員 別紙のとおり

### 会議に出席した職

事務局長 小野寺 英 幸  
局長補佐 岩 渕 道 明  
企画係長 千 葉 奈津枝  
主 任 千 葉 東

本日の案件 第32回一関市農業委員会総会提出議案のとおり  
開会時刻 午後1時35分

議 長

本日の出席委員は44名であります。  
定足数に達しておりますので、第32回一関市農業委員会総会を開会いたします。  
なお、32番 千條 幸男 委員より欠席の届け出がありました。  
また、35番 南浦 秀山 委員より遅刻する旨の届け出がございました。

議 長

行事報告につきましては、お手元に配布してある総会後の事務連絡の資料に綴り込んでおりますので、後ほどご覧になっていただきたいと思っております。

議 長

議案審議に入る前に、お諮りをいたします。  
議事録署名委員並びに書記の指名について、本職より指名することにご異議ございませんか。  
(異議なしの声あり)

議 長

異議なしとのことですので、一関市農業委員会会議規程第13条の規定により議事録署名委員に19番 武田 文一 委員、21番 佐々木 久吉 委員を指名いたします。

議 長

書記には、千葉係長、千葉主任を指名いたします。  
議案審議に入ります。  
「報告第78号 専決処分の報告について」を上程いたします。  
局長より説明いたさせます。

局長

それでは、1ページをお開き願います。

報告第78号 専決処分の報告についてご説明いたします。

農地法第3条の3第1項の規定による届け出について、別紙のとおり専決処分したので、農地法関係事務処理要領の規定により、これを報告するものでございます。

2ページをお開き願います。

専決処分書ですが、一関市農業委員会事務処理規程第8条の規定により、次のとおり専決処分したものです。

専決処分の日は、平成30年4月16日であり、専決処分した内容につきましては、先月の総会以後、相続による届け出に対し受理と決定したもので、記載の第1号から4ページの第8号までの8件、8名の方からの相続による届け出に対して受理と決定したものです。

この専決処分につきましては「相続などにより、農業委員会の許可を経ないで農地等の権利を取得」したことの届け出に対し、「審査のうえ速やかに受理不受理を決定し、届け出者に対し通知しなければならない。」と規定されていることから、その処理を総会の審議を経ないで、会長において専決処分し、届け出者に対し、それぞれ受理の通知をしたものです。

以上で説明を終わります。

議長

以上で「報告第78号」の説明を終わります。

この際、ご質問ございませんか。

(なしの声あり)

議長

以上で報告第78号の質疑を終わります。

次に、「報告第79号 農地現状変更届出の報告について」を上程いたします。

局長より説明いたさせます。

局長

それでは、5ページをお開き願います。

報告第79号 農地現状変更届出の報告について、その内容をご説明いたします。

このことにつきましては、農地現状変更届出指導要綱に基づく届け出であります。記載の第1号から第6号までの6件、9筆の現状変更届出を受理したので、これを一関市農業委員会農地現状変更届出指導要綱第4の規定に基づき、報告するものでございます。

なお、届出者には、届け出書受理後、審査のうえ現状変更する

		<p>農地に掲示する「農地現状変更届出済標」を交付しているほか、担当地域農業委員にも届け出の内容について通知しております。</p> <p>届け出に係る土地の所在地、届け出人等につきましては記載のとおりですが、現状変更の理由は、耕作の利便性を図るための盛土などの整備分6件となっております。</p> <p>以上で説明を終わります。</p>
議	長	<p>以上で「報告第79号」の説明を終わります。</p> <p>ご質問ございませんか。</p> <p>(なしの声あり)</p>
議	長	<p>なければ、報告第79号の質疑を終わります。</p> <p>次に、「議案第228号 農地法第3条第1項の規定による許可申請に対する可否について」を上程いたします。</p> <p>なお、説明は議案の朗読を省略し、直ちに内容の説明をいたします。</p>
局	長	<p>局長より説明いたさせます。</p> <p>6ページをご覧願います。</p> <p>議案第228号 農地法第3条第1項の規定による許可申請に対する可否について、議案の内容をご説明いたします。</p> <p>最初に一関地域に係る申請12件でございます。</p> <p>第1号については、貸付人が労力不足にあり、親戚に当たる借受人が経営規模拡大のため賃貸借により借受けしようとするもので、貸借期間は記載のとおり平成35年3月31日までの4年11ヶ月で、物納となっております。</p> <p>第2号については、譲渡人が労力不足にあり、近隣の譲受人が経営規模拡大のため売買により取得しようとするもので、売買金額は記載のとおりとなっております。</p> <p>第3号については、譲渡人が労力不足にあり、近隣で近くに農地を所有している譲受人が経営規模拡大のため売買により取得しようとするもので、売買金額は記載のとおりとなっております。</p> <p>7ページをご覧願います。</p> <p>第4号については、譲渡人の自宅から離れている農地について、近隣で近くに農地を所有する譲受人が経営規模拡大のため売買により取得しようとするもので、売買金額は記載のとおりとなっております。</p> <p>第5号については、譲受人が母である譲渡人から、経営移譲のため贈与により取得するものであります。</p>

7ページから8ページをご覧ください。

第6号については、借受人が祖父である貸付人から、経営規模拡大のため使用貸借により借り受けするものであり、使用貸借期間は記載のとおり平成39年3月31日までの8年11ヶ月となっております。

第7号については、譲渡人の後継者である息子に共有地の経営を移譲するため、譲受人が贈与により6名の共有地の共有持分5分の1を取得するものであります。

9ページをご覧ください。

第8号については、譲渡人が労力不足にあり、近隣の譲受人が経営規模拡大のため売買により取得しようとするもので、売買金額は記載のとおりとなっております。

第9号については、借受人が経営規模拡大のため、親戚に当たる貸付人から使用貸借により借り受けするものであり、使用貸借期間は記載のとおり平成32年4月30日までの2年間となっております。

10ページをご覧ください。

第10号については、譲受人が経営規模拡大のため、近隣の譲渡人から売買により取得しようとするもので、売買金額は記載のとおりとなっております。

第11号については、譲受人が経営規模拡大のため近隣の譲渡人から売買により取得しようとするもので、売買金額は記載のとおりとなっております。

10ページから11ページをご覧ください。

第12号については、第7号と同じく、譲渡人の後継者である息子に共有地の経営を移譲するため、譲受人が贈与により5名の共有地の共有持分5分の1を取得するものであります。

次に、花泉地域に係る申請4件でございます。

第13号については、貸付人が高齢のため管理できない状態にあり、近隣の借受人が経営規模拡大のため賃貸借により借受けようとするもので、貸借期間は記載のとおり平成35年4月30日までの5年間で、賃借料は記載のとおりとなっております。

第14号については、これまで耕作していた方が体をこわし維持管理できない状態にあり、近隣の借受人が経営規模拡大のため賃貸借により借受けようとするもので、貸借期間は記載のとおり平成35年4月30日までの5年間で、賃借料は記載のとおりとなつて

おります。

12ページをご覧ください。

第15号についても、これまで耕作していた方が体をこわし維持管理できない状態にあり、近隣の借受人が経営規模拡大のため賃貸借により借受けようとするもので、貸借期間は記載のとおり平成35年4月30日までの5年間で、賃借料は記載のとおりとなっております。

第16号については、貸付人が遠隔地に居住しており、これまで耕作していた方が体をこわし維持管理できない状態にあり、親類の借受人が経営規模拡大のため賃貸借により借受けようとするもので、貸借期間は記載のとおり平成33年4月30日までの3年間で、物納となっております。

13ページをご覧ください。

次に、大東地域に係る申請4件でございます。

第17号については、譲渡人が労力不足の状態にあり、近隣の譲受人が経営規模拡大のため売買により取得するものであり、売買金額は記載のとおりとなっております。

第18号については、譲渡人が労力不足の状態にあり、親族の譲受人が経営規模拡大のため贈与により取得するものであります。

第19号については、貸付人が労力不足の状態にあり、親類の借受人が経営規模拡大のため使用賃貸借により借り受けするものであり、使用貸借期間は記載のとおり平成33年12月31日までの3年8ヶ月となっております。

14ページをご覧ください。

第20号については、譲渡人が労力不足の状態にあり、近隣の譲受人が経営規模拡大のため売買により取得するものであり、売買金額は記載のとおりとなっております。

次に、東山地域に係る申請1件でございます。

第21号については、譲渡人が病弱で耕作できない状態にあり、近隣の譲受人が経営規模拡大のため売買により取得するものであり、売買金額は記載のとおりとなっております。

次に、室根地域に係る申請3件でございます。

第22号については、貸付人が遠隔地に居住しており、維持管理できない状態にあり、地元の借受人が経営規模拡大のため賃貸借により借受けようとするもので、貸借期間は記載のとおり平成34年12月31日までの4年8ヶ月で、賃借料は記載のとおりとなっております。

おります。

15ページをご覧ください。

第23号については、貸付人が高齢のため規模を縮小したいとことから、借受人が経営規模拡大のため貸借により借受けようとするもので、貸借期間は記載のとおり平成34年12月31日までの4年8ヶ月で、物納となっております。

第24号については、貸付人が労力不足の状態にあり、近隣の借受人が経営規模拡大のため使用貸借により借り受けするものであり、使用貸借期間は記載のとおり平成33年12月31日までの3年8ヶ月となっております。

15ページから16ページをご覧ください。

次に、藤沢地域に係る申請2件でございます。

第25号については、貸付人が経営委譲年金継続受給のため、息子に再設定しようとするものであり、使用貸借期間は記載のとおり平成40年12月31日までの10年8ヶ月となっております。

第26号については、譲受人が夫である譲渡人から、経営集約のため贈与により取得するものであります。

以上、26件は、いずれの申請についても農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件を満たすと考えます。

以上で説明を終わります。

議 長

以上で「議案第228号」の説明を終わります。

ただいまの説明に関連し、地域ごとに担当委員の方から現地調査の結果及び補足の説明がある場合は、併せてお願いをいたします。

42番  
佐藤圭一委員

まず、一関地域の担当委員の方、報告をお願いいたします。

一関地域の農地法第3条現地調査の報告を行ないます。

現地調査日、平成30年4月12日、午前9時より、現地調査員、農業委員 千條、三浦、佐藤の3名でございます。

事務局職員 小野寺局長、阿部主任主事、千葉主任。

報告内容、第1号から第12号について、別紙現地調査書のとおり現地確認又は航空写真等により調査いたしました結果、いずれも効率的な利用が図られ、周辺農地への影響等もないことから問題ないと思われま。

以上です。

議 長

ありがとうございました。

次に、花泉地域の担当委員の方、お願いいたします。

9番  
渋谷皓委員

花泉地域の農地法第3条現地調査報告をいたします。  
調査日、平成30年4月11日、水曜日、午前9時より、現地調査員、農業委員 猪股 恭一 委員、阿部 東悦 委員、そして私 渋谷です。

事務局職員は阿部主任主事、支所職員 藤江産業経済課主任主事。

報告内容、第13号から第16号について、別紙現地調査書のとおり、現地確認又は航空写真等により調査いたしました結果、いずれも効率的な利用が図られ、周辺農地への影響等もないことから問題ないと思われま

議 長

す。

以上、報告終わります。

ありがとうございました。

29番  
小野寺進委員

次に、大東地域の担当委員の方、お願いいたします。  
それでは、農地法第3条現地調査報告、大東地域を報告いたします。

現地調査日、平成30年4月11日、水曜日、午後1時30分より、現地調査員、農業委員 小山委員、小野寺、それから石川委員の3人で行ないました。

それから事務局職員として千葉主任、支所職員 白沢産業経済課主任主事、熊谷産業経済課主任主事の6人で行ないました。

報告内容、第17号から第20号について、別紙現地調査書のとおり現地確認又は航空写真等により調査した結果、いずれも効率的な利用が図られ、周辺農地への影響等もないことから問題ないと思われま

議 長

す。

以上です。

ありがとうございました。

20番  
千葉久壽郎委員

次に、東山地域の担当委員の方、お願いいたします。  
それでは、東山地域の3条の現地調査報告をいたします。

調査日は30年4月11日、午前9時よりでございます。

調査員は、農業委員が吉田、佐藤、そして千葉でございます。

事務局職員は千葉主任、そして支所職員が渡邊産業経済課課長補佐でございます。

報告内容、第21号について、別紙現地調査書のとおり現地確認により調査いたしました結果、いずれも効率的な利用が図られ、周辺農地への影響等もないことから問題ないと思われま

す。

議長

10番  
芳賀武郎委員

ありがとうございました。  
次に、室根地域の担当委員の方、お願いいたします。  
農地法第3条現地調査報告書、室根地域。  
現地調査日は平成30年4月11日、水曜日、午後1時半より、現地調査員、農業委員として千葉委員と私 芳賀です。  
それから事務局職員 阿部主任主事、支所職員 土屋産業経済課主任主事。  
報告内容、第22号から第24号について、別紙現地調査書のとおり現地確認又は航空写真等により慎重に調査を行ないました結果、いずれも効率的な利用が図られ、周辺農地への影響等もないことから問題ないと思われま

以上です。

議長

23番  
伊藤勉委員

ありがとうございました。  
次に、藤沢地域の担当委員の方、お願いいたします。  
藤沢地域、3条の現地調査報告をいたします。  
調査日は30年4月11日、水曜日、午前10時半より、農業委員 佐々木、千葉、伊藤、3名です。  
支所職員 佐藤産業経済課主事。  
報告内容、第25号、第26号について、別紙現地調査書のとおり現地確認又は航空写真等により調査いたしました結果、効率的な利用が図られ、周辺農地への影響等もないことから問題ないと思われま

以上です。

議長

34番  
石川誠司委員

ありがとうございました。  
以上で現地調査の結果報告を終わります。  
審議願います。

下の10ページの12番の方ですね、要するに鈴木さん外4名となっているところでございます。

そういう誰々外4名というのがございますけれども、あとは8ページにもございますけれども、そういう贈与とかいろんな手続きのとき、その他の外の人たちからどういう同意とか何かいただいているんでしょうか。

どういう手続きがなされているのか、ちょっとわからないので教えてほしいなという質問でございます。

局長 補佐

お答えします。

今回は、持ち分の移転ということでございますので、ほかの方

議 長  
20番  
千葉久壽郎委員

からの同意とかそういうものは特にいたしておりません。

共有地ではその持分だけということですので、特にほかの方の同意は必要ないということでございます。

ほかにございませんか。

9ページの8、9、10、11は同じですけれども、これは50a要件を満たすために使用貸借というのもあると思うんですが、こういう場合は、期間は2年間ですけれども、借りているところとか、その辺が50a要件を満たすための使用貸借であれば1年でもいいのか、それとも何年という規定とかというのはあるのかどうかということを確認しておきたいなと思います。

これ、2年終われば50a要件はなくなるわけで、そのときは、全部こっちだけで40aあるわけですが、引いて40aはなくなるわけで、50aをやるために、取得するために使用貸借というふうに考えるのか、本当に農業をするのだということでも少し考えているのかということ、これはいいんですけれども、何年でこれ、1年だけで50a要件で出して、あと50aなくてもいいのかということです。

今後も50a要件で許可ありますから、それが納得というか、その辺もちょっとあるのかなと思いましたので、何年で決めた方がいいのかどうか。

局 長 補 佐

確かにこの方につきましては、使用貸借まで含めないと50aにはならないというような状況でございました。

ただし、借りて何年とかそういうふうな規定というか、そういうふうなことはありませんので、この方が経営を目的というか、そういうふうなことになろうかと思えます。経営を目的としては、息子が東京にいるので、そちらの方に農作物を送って販売してもらおうというようなことでお話は伺っております。

それで、2年後に解約、50a以下になる訳でございますけれども、そこはそのときに、その後必要であれば使用貸借とか賃貸借というようなことで変えるかと思えます。

あとは、農地の処分というか、借り受け、農地を売買というか、そういうふうなかんじの時も何か影響とかそういうふうなのは出てくるかと思えますけれども、今の場合であれば経営目的によってどういうふうになるかというようなことになると考えております。

議 長

暫時休憩します。

		(午後 2 時 5 分 休憩)
		(午後 2 時 6 分 再開)
議	長	再開します。
		質疑をいただきます。
		どなたかありませんか。
		(なしの声あり)
議	長	審議を打ち切り、採決してよいかお諮りいたします。
		(異議なしの声あり)
議	長	異議なしとのことですので、審議を打ち切り採決いたします。
		「議案第228号 農地法第3条第1項の規定による許可申請に対する可否について」を可とする方は挙手願います。
		(挙手満場)
議	長	挙手満場です。
		よって、「議案第228号」を可と決めます。
議	長	次に、「議案第229号 農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見について」を上程いたします。
		局長補佐より説明いたさせます。
局 長 補 佐		それでは、17ページをお開き願います。
		すみません、その前にちょっと修正をお願いしたいんですが、 図面を配布させていただいておりましたが、その中で10ページと 11ページですが、皆様の方に差し替えの図面の方を配布してござ いますので、差し替えの方をお願いしたいと思います。
		それを見ながら審査、決定になりますので、よろしくお願いい たします。
		それでは、17ページの方に入らせていただきます。
		議案第229号 農地法第5条第1項の規定による許可申請に対 する意見についての議案の内容についてご説明いたします。
		次のとおり、農地法第5条第1項の規定により許可申請書の提 出がありましたので、可否について意見を求めるものでございま す。
		本議案に係る申請は18件で、一関地域が11件、花泉地域が3 件、千厩地域が3件、室根地域が1件でございます。
		第1号は、借受人が太陽光発電パネルを設置したいので、父か ら使用貸借して転用申請するものでございます。
		農地区分は第2種農地と判断いたしました。
		それから、第2号から19ページの第7号まででございますが、

借受人が磐井川流域関連一関公共下水道神明地区他枝線工事に伴う仮設道路として利用したいので一時転用申請するものでございます。

期間は許可日から平成30年10月まででございます。

農地区分ですが、都市計画区域内の準工業地域内に存在する農地であることから第3種農地と判断いたしました。

それから、第8号から20ページの第10号までになります。

譲受人が宅地分譲したいので転用申請するものでございます。

農地区分は、上下水道管が埋設してある幅員4m以上の道路沿いの農地で、500m以内に修紅短大及び修紅短大付属幼稚園などの教育施設等の公共・公益的施設を有する農地であることから第3種農地と判断しております。

それから、第11号でございますが、借受人が老人ホーム建設のため、所有者から使用貸借して、作業員用駐車場として一時転用申請するものでございます。

期間は、許可日から平成31年3月31日まででございます。

農地区分は農振農用地区域内の農地でございますが、3年以内の一時転用であり、事業完了後速やかに現状復旧する計画であることから転用に問題はないものと考えます。

第12号は、譲受人が自己住宅を建築したいので転用申請するものでございます。

農地区分は第2種農地と判断いたしました。

第13号と第14号は、譲受人が事業拡大のため葬祭場を建築したいので転用申請するものでございます。

農地区分は第1種農地と判断されますが、既存事業用地面積6,377㎡の2分の1以内の拡張であることから、第2種農地の不許可の例外規定に該当し、転用に問題はないものとするものでございます。

それから第15号ですが、借受人が太陽光発電パネルを設置したいので転用申請するものでございます。

農地区分は第2種農地と判断いたしました。

それから、22ページをお開き願います。

第16号は、譲受人が現在居住している建物が老朽化したことにより、自己住宅を建築したいので、祖父から使用貸借して転用申請するものでございます。

ここに書かれております譲渡人というのはおじいさんというこ

議 長  
42番  
佐藤圭一委員

とになってございますけれども、その息子さんとお孫さんが共有で住宅を建てるというような申請でございます。

農地区分は第2種農地と判断いたしました。

それから第17号は、譲受人は現在貸家に住んでいるが、手狭になり、通勤の利便性がよく住環境に適した申請地に自己住宅及び物置を建築したいので転用申請するものでございます。

農地区分は第2種農地と判断いたしました。

それから第18号は、譲受人は、近々実家のある室根町に戻る予定で、通勤の利便性がよく通学にも適した申請地に自己住宅を建築したいので転用申請するものでございます。

農地区分は第2種農地と判断いたしました。

以上で説明を終わります。

以上で「議案第229号」の説明を終わります。

ただいまの説明に関連し、地域ごとに担当委員の方から現地調査の結果についての報告をお願いいたします。

まず、一関地域の担当委員の方、お願いいたします。

一関地域の農地法第5条現地調査の報告をいたします。

調査日と調査員は3条と同じですので省略させていただきます。

報告内容、別紙農地転用等現地調査書により現地確認を行なった結果、下記のとおり問題ないので報告いたします。

第1号、申請人が太陽光パネルを設置する計画であり、排水は雨水のみであることから、周辺農地に影響はない。

第2号から第7号、申請人が公共工事に伴う仮設道路として一時的に利用する計画であり、事業完了後は速やかに現状復旧するものであることから、周辺農地に影響はない。

なお、本計画は、市発注の磐井川流域関連一関公共下水道神明地区他枝線工事によるものです。

第8号から第10号、申請人が建売分譲する計画であり、排水は公共下水道へ接続を予定としていることから、周辺農地に影響はない。

第11号、申請人が老人ホームの建築工事に伴う工事関係車両駐車場として整備する計画であり、排水は雨水のみである。

また、隣接農地の境界に土留め板設置をすることから、周辺農地に影響はない。

なお、本件は一時転用であり、事業完了後は速やかに農地へ復

議 長  
9番  
渋谷皓委員

旧する予定である。

以上です。

ありがとうございました。

次に、花泉地域の担当委員の方、お願いいたします。

花泉地域の農地法第5条現地調査報告を行ないます。

調査日及び調査員は3条と同じなので割愛させていただきます。

報告内容、別紙農地転用等現地調査書により現地確認を行なった結果、下記のとおり問題ないので報告いたします。

第12号、申請人が自己住宅を建築するものであり、排水は公共下水道へ接続する予定であり、周辺農地に影響はない。

第13号及び第14号について、申請人が葬祭場を建築するものであり、排水は公共下水道へ接続する予定であり、周辺農地に影響はない。

以上で報告を終わります。

ありがとうございました。

次に、千厩地域の担当委員の方、お願いいたします。

農地法第5条現地調査報告をいたします。

千厩地域、現地調査日、平成30年4月11日、水曜日、午前10時30分より行ないました。

現地調査員は農業委員 千葉 孝子、佐藤 繁、千葉 太郎、事務局職員 千葉主任、支所職員 畠山産業経済課主査でございます。

報告内容、別紙農地転用等現地調査書により現地確認を行ないました結果、下記のとおり問題ないので報告をいたします。

第15号、申請人が太陽光パネルを設置する計画であり、排水は雨水のみで周辺への影響はないと思われます。

第16号、申請人が自己住宅を建築する計画であり、排水は合併浄化槽の設置を予定していることから、周辺農地に影響はないと思われます。

第17号、申請人が自己住宅を建築する計画であり、排水は合併浄化槽の設置を予定していることから、周辺農地に影響はないと思われます。

以上でございます。

ありがとうございました。

次に、室根地域の担当委員の方、お願いいたします。

農地法第5条現地調査報告、室根地域。

議 長  
10番

芳賀武郎委員	<p>調査日、調査員は3条と同じでございますので割愛させていただきます。</p> <p>報告内容、別紙農地転用等現地調査書により現地確認を行なった結果、下記のとおり問題ないので報告いたします。</p> <p>第18号、申請地、市役所室根支所から南東に約400mの位置にあり、東側が宅地、西側が農地、南・北側が宅地となっている。</p> <p>申請人が自己住宅を建築する計画であり、排水は合併浄化槽の設置を予定していることから、周辺農地に影響はないと思われま</p> <p>す。</p> <p>以上です。</p>
議 長	<p>ありがとうございました。</p> <p>以上で現地調査の結果の報告を終わります。</p> <p>審議願います。</p> <p style="text-align: center;">(なしの声あり)</p>
議 長	<p>審議を打ち切り、採決してよいかお諮りいたします。</p> <p style="text-align: center;">(異議なしの声あり)</p>
議 長	<p>異議なしとのことですので、審議を打ち切り採決いたします。</p> <p>「議案第229号 農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見について」を許可相当と決する方は挙手願います。</p> <p style="text-align: center;">(挙手満場)</p>
議 長	<p>挙手満場です。</p> <p>よって、「議案第229号」を許可相当と決します。</p>
議 長	<p>次に、「議案第230号 一関市農用地利用集積計画の決定について」を上程いたします。</p> <p>局長補佐より説明いたさせます。</p>
局 長 補 佐	<p>それでは、議案第230号について説明させていただきますが、これにもちょっと修正がございましたので、修正をお願いしたいと思います。</p> <p>54ページの第8号の利用権を設定する者が、畠山さんの年齢60歳となっておりますが、これは42歳ということでございますので、訂正をお願いします。</p> <p>重ねて申し訳ありません。</p> <p>42歳です。</p> <p>それでは、23ページをお開き願います。</p> <p>議案第230号 一関市農用地利用集積計画の決定についての議案の内容についてご説明いたします。</p>

一関市長より、一関市農用地利用集積計画書の提出がありましたので、農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき議決を求めるものでございます。

25ページをお開き願います。

本議案に係る申請は、利用権貸借が50件、所有権移転が4件、それから農地中間管理機構に係る貸借で個別案件が8件、集団案件が6件でございます。

初めに利用権貸借から説明させていただきますが、25ページの第1号から33ページの第18号までになりますが、ここは一関地域の申請に係るものでございます。

それから、第19号から43ページの第37号までですが、ここは花泉地域に係る申請でございます。

それから44ページの第38号、44ページ、これは38号だけでございますが、千厩地域に係る申請となっております。

それから、第39号から46ページの第45号までですが、これは東山地域に係る申請でございます。

それから、第46号は室根地域に係る申請でございます。

それから、第47号から48ページの第50号までは、これは藤沢地域に係る申請となっております。

次に所有権移転でございます。

第1号は、一関地域に係る申請でございます。

それから第2号と、次のページ、50ページは第3号になりますが、大東地域の申請となっております。

それから第4号が東山地域の申請でございます。

次に農地中間管理事業の個別案件についてでございます。

51ページの第1号は、一関地域に係る申請でございます。

それから、第2号から53ページの第5号までは、花泉地域に係る申請でございます。

それから、第6号につきましては東山地域に係る申請でございます。

第7号は川崎地域に係る申請となっております。

それから、第8号は藤沢地域に係る申請でございます。

次に農地中間管理事業の集団案件の説明でございますけれども、これにつきましては第6号まで全て藤沢地域に係る申請ということになってございます。

以上、各申請の詳細については記載のとおりですのでご覧願

		ます。
		また、以上の計画の内容は、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の要件である「集積計画の内容が基本構想に適合するものであること」、「利用権の設定を受けた後において要件を満たしていること」の各要件を満たしております。
		以上で説明を終わります。
議	長	以上で「議案第230号」の説明を終わります。
		なお、貸借権設定第7号、第18号について24番 佐藤 徹 委員、第9号について46番 菅原 吉昭 委員、第41号について37番 佐藤 修 委員、所有権移転第2号について38番 菅原 豊一 委員が農業委員会等に関する法律第31条第1項による議事参与の制限に該当いたしますので、これを除き審議願います。
		質疑ございませんか。
		(なしの声あり)
議	長	審議を打ち切り、採決してよいかお諮りいたします。
		(異議なしの声あり)
議	長	異議なしとのことですので、審議を打ち切り採決いたします。
		「議案第230号 一関市農用地利用集積計画の決定について」を貸借権設定第7号、第9号、第18号、第41号、所有権移転第2号を除き可と決する方は挙手願います。
		(挙手満場)
議	長	挙手満場です。
		よって、「議案第230号」を貸借権設定第7号、第9号、第18号、第41号、所有権移転第2号を除き可と決します。
議	長	次に、貸借権設定第7号、第18号について審議いたします。
		佐藤 徹 委員は退室願います。
		(午後2時30分 退室)
議	長	審議願います。
		(なしの声あり)
議	長	審議を打ち切り、採決してよいかお諮りいたします。
		(異議なしの声あり)
議	長	異議なしとのことですので、審議を打ち切り採決いたします。
		「議案第230号 一関市農用地利用集積計画の決定について」、貸借権設定第7号、第18号を可と決する方は挙手願います。
		(挙手満場)

議	長	<p>挙手満場です。</p> <p>よって、「議案第230号」、貸借権設定第7号、第18号を可と決しました。</p> <p>佐藤 徹 委員は入室願います。</p> <p>(午後2時31分 入室)</p>
議	長	<p>佐藤 徹 委員に申し上げます。</p> <p>「議案第230号」、貸借権設定第7号、第18号は可と決しました。</p>
議	長	<p>次に、貸借権設定第9号について審議いたします。</p> <p>菅原 吉昭 委員は退室願います。</p> <p>(午後2時32分 退室)</p>
議	長	<p>審議願います。</p> <p>(なしの声あり)</p>
議	長	<p>審議を打切り、採決してよいかお諮りいたします。</p> <p>(異議なしの声あり)</p>
議	長	<p>異議なしとのことですので、審議を打切り採決いたします。</p> <p>「議案第230号 一関市農用地利用集積計画の決定について」、貸借権設定第9号を可と決する方は挙手願います。</p> <p>(挙手満場)</p>
議	長	<p>挙手満場です。</p> <p>よって、「議案第230号」、貸借権設定第9号を可と決しました。</p> <p>菅原 吉昭 委員は入室願います。</p> <p>(午後2時33分 入室)</p>
議	長	<p>菅原 吉昭 委員に申し上げます。</p> <p>「議案第230号」、貸借権設定第9号は可と決しました。</p>
議	長	<p>次に、貸借権設定第41号について審議いたします。</p> <p>佐藤 修 委員は退室願います。</p> <p>(午後2時33分 退室)</p>
議	長	<p>審議願います。</p> <p>(なしの声あり)</p>
議	長	<p>審議を打切り、採決してよいかお諮りいたします。</p> <p>(異議なしの声あり)</p>
議	長	<p>異議なしとのことですので、審議を打切り採決いたします。</p> <p>「議案第230号 一関市農用地利用集積計画の決定について」、貸借権設定第41号を可と決する方は挙手願います。</p>

		(挙手満場)
議	長	挙手満場です。 よって、「議案第230号」、貸借権設定第41号を可と決しました。
		佐藤 修 委員は入室願います。 (午後2時34分 入室)
議	長	佐藤 修 委員に申し上げます。
議	長	「議案第230号」、貸借権設定第41号は可と決しました。
		次に、所有権移転第2号について審議いたします。
		菅原 豊一 委員は退室願います。 (午後2時34分 退室)
議	長	審議願います。
		(なしの声あり)
議	長	審議を打切り、採決してよいかお諮りいたします。
		(異議なしの声あり)
議	長	異議なしとのことです。審議を打切り採決いたします。
		「議案第230号 一関市農用地利用集積計画の決定について」、所有権移転第2号を可と決する方は挙手願います。
		(挙手満場)
議	長	挙手満場です。 よって、「議案第230号」、所有権移転第2号を可と決しました。
		菅原 豊一 委員は入室願います。 (午後2時35分 入室)
議	長	菅原 豊一 委員に申し上げます。
		「議案第230号」、所有権移転第2号を可と決しました。
議	長	次に、「議案第231号 農用地利用配分計画案に係る意見について」を上程いたします。
		局長補佐より説明いたさせます。
局 長 補 佐		56ページをお開き願います。 議案第231号 農用地利用配分計画案に係る意見についての議案の内容についてご説明いたします。
		一関市長より、57ページのとおり農用地利用配分計画案に係る協議がありましたので、意見を求めるものでございます。
		58ページをお開き願います。
		本議案に係る申請は、貸借の移転が20件でございます。

第1号は一関地域に係る申請でございます。

それから、第2号から59ページの第11号までは、花泉地域に係る申請となっております。

それから第12号は千厩地域に係る申請でございます。

第13号は東山地域に係る申請です。

それから第14号は川崎地域に係る申請でございます。

それから、第15号から第20号までの6件でございますが、これは藤沢地域に係る申請となっております。

以上、各申請の内容につきましては記載のとおりでございます。

また、意見決定に係る受け手の判断要件となります「地域との調和要件」につきましては、書類等確認の結果、十分満たしております。

以上で説明を終わります。

議 長

以上で「議案第231号」の説明を終わります。

なお、第11号について3番 佐々木 栄一 委員、第13号について30番 遠藤 勝幸 委員、第15号について33番 畠山 信吾 委員が農業委員会等に関する法律第31条第1項による議事参与の制限に該当いたしますので、これを除き審議願います。

(なしの声あり)

議 長

審議を打ち切り、採決してよいかお諮りいたします。

(異議なしの声あり)

議 長

異議なしとのことですので、審議を打ち切り採決いたします。

「議案第231号 農用地利用配分計画案に係る意見について」を第11号、第13号、第15号を除き可と決する方は挙手願います。

(挙手満場)

議 長

挙手満場です。

よって、「議案第231号」、第11号、第13号、第15号を除き可と決します。

議 長

次に、第11号について審議いたします。

佐々木 栄一 委員は退室願います。

(午後2時39分 退室)

議 長

審議願います。

(なしの声あり)

議 長

審議を打ち切り、採決してよいかお諮りいたします。

(異議なしの声あり)

議	長	異議なしとのことですので、審議を打切り採決いたします。 「議案第231号 農用地利用配分計画案に係る意見について」、第11号を可と決する方は挙手願います。 (挙手満場)
議	長	挙手満場です。 よって、「議案第231号」第11号を可と決しました。 佐々木 栄一 委員は入室願います。 (午後2時40分 入室)
議	長	佐々木 栄一 委員に申し上げます。 「議案第231号」第11号は可と決しました。
議	長	次に、第13号について審議いたします。 遠藤 勝幸 委員は退室願います。 (午後2時40分 退室)
議	長	審議願います。 (なしの声あり)
議	長	審議を打切り、採決してよいかお諮りいたします。 (異議なしの声あり)
議	長	異議なしとのことですので、審議を打切り採決いたします。 「議案第231号 農用地利用配分計画案に係る意見について」、第13号を可と決する方は挙手願います。 (挙手満場)
議	長	挙手満場です。 よって、「議案第231号」、第13号を可と決しました。 遠藤 勝幸 委員は入室願います。 (午後2時41分 入室)
議	長	遠藤 勝幸 委員に申し上げます。 「議案第231号」、第13号は可と決しました。
議	長	次に、第15号について審議いたします。 畠山 信吾 委員は退室願います。 (午後2時42分 退室)
議	長	審議願います。 (なしの声あり)
議	長	審議を打切り、採決してよいかお諮りいたします。 (異議なしの声あり)
議	長	異議なしとのことですので、審議を打切り採決いたします。 「議案第231号 農用地利用配分計画案に係る意見について」

て」、第15号を可と決する方は挙手願います。  
(挙手満場)

議長 挙手満場です。  
よって、「議案第231号」、第15号を可と決しました。  
畠山 信吾 委員は入室願います。  
(午後2時42分 入室)

議長 畠山 信吾 委員に申し上げます。  
「議案第231号」、第15号は可と決しました。

議長 次に、「議案第232号 農地法の適用外であることの証明願に対する可否について」を上程いたします。  
直ちに内容の説明をいたしますので、よろしく願いいたします。

局長補佐 局長補佐より説明いたさせます。  
それでは、61ページをお開き願います。  
議案第232号 農地法の適用外であることの証明願に対する可否についての議案の内容についてご説明いたします。  
次のとおり、農地法の適用外証明願の提出がありましたので、可否についての決定を求めるものでございます。  
本議案に係る申請は4件で、一関地域が2件、千厩地域が1件、東山地域が1件でございます。  
申請の内容につきましては62ページまで記載してありますのでご覧願います。  
いずれの案件につきましても、農地以外になってから20年以上経過または農地として管理されておらず、農地として復旧することが困難となっていることから農地性は失われております。  
以上で説明を終わります。

議長 以上で「議案第232号」の説明を終わります。  
ただいまの説明に関連し、地域ごとに現地調査の結果の説明をお願いいたします。  
まず、一関地域の担当委員の方、お願いいたします。  
42番 一関地域の適用外現地調査報告をいたします。  
佐藤圭一委員 調査日と調査員は3条と一緒ですので省略させていただきます。  
報告内容、別紙農地転用等現地調査書により現地確認を行なった結果、下記のとおり問題ないので報告いたします。  
第1号、昭和50年頃から耕作管理ができず原野化しており、既

		に農地性は失われております。
		第2号、昭和53年頃から耕作管理ができず山林化しており、既に農地性は失われております。
		以上です。
議	長	ご苦労さまでした。
11番		次に、千厩地域の担当委員の方、お願いいたします。
千葉孝子委員		適用外現地調査報告をいたします。
		5条と同じですので割愛させていただきます。
		報告内容、別紙農地転用等現地調査書により現地確認を行なった結果、下記のとおり問題ないので報告いたします。
		第3号、申請地は昭和58年頃から自宅進入路として利用されており、既に農地性は失われているようでございます。
		以上、報告をいたします。
議	長	ご苦労さまでした。
20番		次に、東山地域の担当委員の方、お願いいたします。
千葉久壽郎委員		それでは、適用外の東山地域の報告をいたします。
		調査日、調査員につきましては3条と同じですのでお目通し願います。
		報告内容、別紙農地転用等現地調査書により現地確認を行なった結果、下記のとおり問題ないので報告いたします。
		第4号は、平成元年頃から耕作管理ができず、原野化しており、既に農地性は失われております。
		以上で終わります。
議	長	以上で現地調査の結果の説明を終わります。
		審議願います。
		(なしの声あり)
議	長	審議を打切り、採決してよいかお諮りいたします。
		(異議なしの声あり)
議	長	異議なしとのことですので、審議を打切り採決いたします。
		「議案第232号 農地法の適用外であることの証明願に対する可否について」を可と決する方は挙手願います。
		(挙手満場)
議	長	挙手満場です。
		よって、「議案第232号」を可と決します。
議	長	以上で議案審議が終了いたしました。
		第32回一関市農業委員会総会を閉会いたします。

ご苦労さまでした。  
(午後 2 時48分閉会)

---

以上 議事録の記載に相違ないことを証するため、ここに署名捺印をする。

議 長

署名委員

署名委員